

大牟田市浄化槽切替え奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活系排水の適正処理の促進を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質汚濁防止を目的に、浄化槽切替え奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。

(2) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条第3号に規定する便槽をいう。

(3) 転換 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、自己が所有し、かつ居住する既存の建築物（居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上である場合に限る。）において、処理対象人員10人以下の浄化槽へ転換し、大牟田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じて同表右欄の定める額を交付する。

(奨励金の交付申請)

第5条 前条の奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(奨励金の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。

(奨励金の請求)

第7条 奨励金交付決定の通知を受けた者（以下「奨励金対象者」という。）は、前条の規定により奨励金の交付決定日から1月以内に、奨励金交付請求書（様式第3号）により市長に奨励金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合においては、速やかに交付の手続きを行うものとする。

(奨励金交付の取消し等)

第8条 市長は、奨励金対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金交付の決定を取り消し、又は奨励金の交付を停止し、若しくは奨励金の返還を命ずることができる。この場合において奨励金対象者に損害が発生しても市長はその賠償の責めを負わない。

- (1) 虚偽又は不正の申請をしたとき。
- (2) 奨励金交付に係る条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により奨励金交付を取り消す場合においては、奨励金取り消し決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により既に交付した奨励金の返還を命ずる場合においては、奨励金返還命令通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	奨励金の額
令和4年4月1日から令和5年3月31日 までに転換した者	70,000円
令和5年4月1日から令和6年3月31日 までに転換した者	50,000円
令和6年4月1日から令和7年3月31日 までに転換した者	30,000円
令和7年4月1日から令和8年3月31日 までに転換した者	30,000円